

電気通信大学職員の休暇承認専決要項

平成16年 4月 1日

改正

平成19年 4月 1日 平成25年11月13日

平成20年 3月25日 平成28年 3月23日

平成22年 4月20日 平成28年12月27日

平成22年 7月21日 平成29年 1月26日

平成23年 4月26日 平成30年 3月30日

平成23年 7月20日 平成31年 3月28日

平成25年 3月22日 令和 2年 9月14日

(趣旨)

第1条 この要項は、職員が学長に申請した休暇の承認に関する専決について、必要な事項を定めるものとする。

(専決)

第2条 休暇の承認は別表の専決者欄に掲げる者が専決することができる。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

(雑則)

第3条 この要項に定めるもののほか、休暇承認の専決に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年3月25日から施行し、平成19年12月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年4月26日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成23年7月20日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年11月13日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 情報理工学部及び大学院情報システム学研究科に配置される職員の休暇の専決については、別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要項は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年10月1日から施行する。

別 表

		年次休暇、病気休暇、特別休暇（夏季休暇を除く。）		特別休暇のうち夏季休暇
		30日を超える場合	30日を超えない場合	
請 求 者		専 決 者		
事務職員	部長	学長が指名する理事		学長が指名する理事
	課長、事務室長、室長又は参事役	部長		部長
	上記以外の者	部長	課長又は事務室長	課長又は事務室長
教育研究技師	統括学術技師	教育研究技師部長		教育研究技師部長
	上記以外の者	教育研究技師部長	統括学術技師部長	統括学術技師
教育研究職員等	情報理工学域又は大学院情報理工学研究科	学域長又は研究科長		学域長又は研究科長
	類長、課程長、共通教育部長、連携教育部長又は専攻長	学域長	類長、課程長、共通教育部長、連携教育部長又は専攻長	類長、課程長、共通教育部長、連携教育部長又は専攻長
	上記以外の者			
上記以外の教育研究組織等	組織等の長	学長が指名する理事		学長が指名する理事
	上記以外の者	組織等の長		組織等の長
非常勤職員		課長、事務室長、類長、課程長、共通教育部長、連携教育部長、専攻長、センター等の長又は教育研究技師部長（病気休暇を除く。無給休暇の申請を含む。）		